

本件連絡先

泉南市都市整備部下水道課

担当: 川口

TEL: 072-482-5005

Mail: gesui@city.sennan.lg.jp

令和3年8月18日

泉南市報道提供資料

報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

下水道使用料の過大徴収による返還について

泉南市では、過去の給水管引込工事に接続誤りがあり、下水道使用料を20年以上にわたり過大徴収していたことが判明しました。

つきましては、民法の不法行為の規定を適用し、過大に徴収した下水道使用料金に遅延損害金を付して返還しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、下水道使用料は水道料金と合わせて徴収していることから、水道料金についても同様に、大阪広域水道企業団泉南水道センターより返還しています。

記**1. 過大徴収額及び返還額**

(1) 過大徴収額 637,257 円 (平成12年3月分～令和3年1月分)

(2) 返還額 893,703 円 (民法の規定に基づき計算)

(内訳)

・ 過大徴収額 618,777 円※

・ 遅延損害金 274,926 円

※民法に基づき20年を超えた期間の下水道使用料は債権が消滅しているため返還できません。

参考 水道料金 (泉南水道センターより返還)

(1) 過大徴収額 804,183 円

(2) 返還額 1,165,317 円

(内訳)

・ 過大徴収額 771,927 円

・ 遅延損害金 393,390 円

2. 経緯

- (1) 令和3年3月、A氏宅で行われた水道工事の際、止水栓を閉操作したところ、隣のB氏宅の水道が合わせて停止しました。
- (2) 泉南水道センターにて現地調査をしたところ、A氏宅の水道メーターが、隣のB氏宅の水道使用量を上乘せして計量していることが判明しました。

3. 原因

B氏宅の給水装置が市道の本管から直接給水管を引き込みせず、A氏宅の水道メーター通過後の給水管から分岐してB氏宅へ引き込んだことが原因と考えられます。

4. 対応内容

- (1) A氏に過大徴収額（時効20年）及び遅延損害金をお支払いしました。
- (2) B氏宅の給水管については市道からの引き込み工事を泉南水道センターにおいて実施します。

5. 市長のコメント

この度の下水道使用料の過大徴収につきましては、当事者及び関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けし、市長として心よりお詫び申し上げます。

今後は、このようなことを起こさないよう全力で再発防止に取り組んでまいります。